

東京都中小企業の皆さまへ

平成24年度 自家発電設備導入費用助成事業のご案内

※申請期限が2012年12月28日までに延長されました。

(公財)東京都中小企業振興公社では、自ら電力需要の抑制に努め事業活動の継続に必要な電力確保に取り組む**東京都内の中小企業を対象に自家発電設備の導入に対し助成**が行われています。

■詳しくは、公社ホームページ <http://www.tokyo-kosha.or.jp/> をご覧ください。

公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援部設備リース課

蓄電池



発電機



申請受付期間

<平成24年度>

※申請期限が延長されました。

平成24年4月2日～平成24年12月28日

助成対象となる設備

- ① 東京都内の自社敷地内に設置する出力10kW以上の内燃力を原動力とする自家発電設備及び付帯設備。

(※一般停電用のものも含むが、消防法で設置を義務付けられている防災用発電設備は対象外です。)

- ② 蓄電池(1基2kWh以上、新品に限る)及びその付帯設備。

◎ 都内中小企業者が都外の事業所「東日本大震災による直接的な被害により電力需要抑制を受けた地域」に限り自家発電設備を設置する場合も、助成金が利用できます。



◎対象となる事業所のある地域

神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、静岡県(富士川以東)、福島県、宮城県、岩手県、山形県、秋田県、青森県、新潟県

助成率・限度額

中小企業者
単独

中小企業基本法第2条に
規定する中小企業者

対象経費の2/3以内
限度額:2,000万円

中小企業
グループ

商工組合
商店街振興組合等

中小企業団体の組織に
関する法律第3条に基づく
法人等

対象経費の3/4以内
限度額:5.6億円
(組合員数×2,250万円を限度)

《中小企業の定義》

業 種	資本金及び従業員
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下、または300人以下
卸売業	1億円以下、または100人以下
サービス業	5,000万円以下、または100人以下
小売業	5,000万円以下、または50人以下

(助成対象経費)

◇設備費

機器費・必要不可欠な付帯設備費

◇設計・工事費

設計費・材料費・消耗費・雑材料費・直接仮設費・労働費・総合試験調整費・立会検査費・機械搬入費等

◆平成25年3月29日までに支出し、公社に助成金請求書を提出した経費のみ対象となります。

《助成対象外》

風俗関連業・金融業・貸金業・農林水産業・医療業・非営利団体(NPO・財団法人・社団法人・学校法人・宗教法人など)

大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上の企業。発行済株式総数または出費価額の1/2以上を同一の大企業が所有している企業、または2/3以上を大企業が所有している企業など。

助成事業の流れ

申請書提出

専門家派遣・現地診断

公社審査会

助成事業者決定

助成対象設備発注工事

実績報告

完了検査

助成金確定

助成金交付

毎年度状況報告